

令和3年度予算要求の基本方針について

1 予算要求の基本方針

- 本県財政は、一時期の危機的な状況に比べると、改善の傾向にあったが、急速な高齢化の進展などに伴う社会保障関係費等の義務的な経費の増や、公共施設等の更新・統廃合・長寿命化への対応などによる財政構造の硬直化に加え、新型コロナウイルス感染症の影響による企業収益の減少等に伴う県税収入の大幅な減少が見込まれるなど、予断を許さない状況にある。
- 一方で、新型コロナウイルス感染症対策の着実な実施はもとより、財政健全化と併せ、コロナ禍の今こそ差別化を進めるチャンスと捉え、「活力があり、県民が日本一幸せな県」を実現するため、県総合計画に基づく4つの新しいチャレンジを一体的に推進し、本県を大きく飛躍させていくことが必要である。
- このため、予算要求に際しては、特に次の点を重視し臨みたい。
 - ・ 常識にとらわれず、新しい発想で施策を展開すること。
 - ・ 既存の施策についても、PDCAサイクルの観点から成果と課題を検証し、必要に応じて内容を見直すこと。
 - ・ 限りある財源を有効に活用するため、あらゆる施策の「選択と集中」の徹底を図ること。
 - ・ ウィズコロナ、アフターコロナ時代において、新しい生活様式のもと、デジタル技術活用の流れが加速する社会構造の変化を前向きに捉え、デジタル化を推進しつつ生産性の向上を目指すこと。

2 令和3年度要求限度額設定方針等

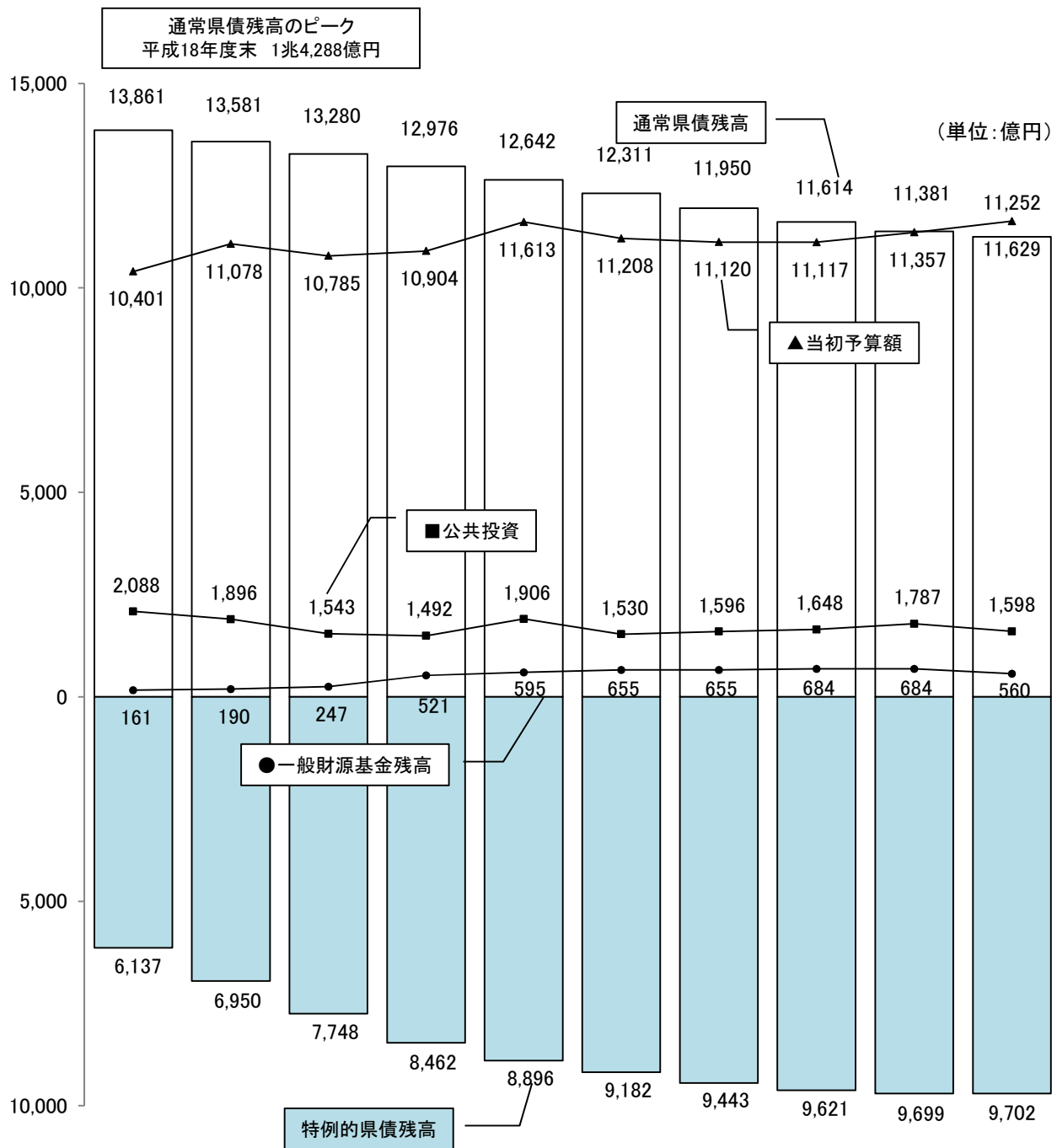
- (1) 義務的経費及びこれに準ずる経費 … 所要額
- (2) 一般行政費、公共以外の投資的経費 … ±0%
- (3) 公共事業費（国補・県単） … 所要額
- (4) 新しい茨城づくり特別枠（一般経費） … 要求上限は設けない
- (5) 事業レビュー特別枠 … 見直しによる削減事業相当額
施策の更なる選択と集中を促すため、事業の見直しによる削減額を要求枠に加算

※ 新型コロナウイルス感染症対策事業分は別枠確保

3 留意事項

- (1) 部局長・課室長・チームリーダーの主導で、横断的に抜本的な事務事業の見直しを行うこと。
- (2) 限られた財源・人員で的確に政策目標を達成するため、既存の予算や組織を所与のものとせず、業務の簡素化、無駄の排除、手順の合理化等に徹底的に取り組むこと。
- (3) 部局間の連携を密にし、「活力があり、県民が日本一幸せな県」を実現するための4つの新しいチャレンジとの整合を図ること。
- (4) 庁内全体の予算編成業務の効率化を図るため、着実な事業執行が見込まれることを十分考慮した上で、責任ある、厳選された事業を要求すること。
- (5) 令和3年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響による経済の落ち込み等に伴い、県財政状況の悪化が見込まれることから、必要な財源を確保するため、令和2年度予算に計上している事業についても、改めて内容を精査し、経費抑制に努めること。

○県債残高、当初予算、公共投資及び一般財源基金残高の推移



県債残高	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
総額	19,998	20,531	21,028	21,438	21,538	21,493	21,393	21,235	21,080	20,954

- (注) 1 「一般財源基金残高」及び「県債残高」は、R1までは決算額、R2は9月補正後予算額。
 2 「公共投資」は、R1までは最終補正後予算額、R2は当初予算額。
 3 「通常県債」：公共投資に充てる県債や、退職手当債など。
 4 「特例的県債」：地方の財源不足を補うために、国の制度に基づき発行する特例的な県債（臨時財政対策債、減収補填債など）。